

西藤議員 1001

作成部局 資産統括局 No.1

質疑要旨 昨年10月に賃貸住宅の所有者に償却資産の申告を依頼する通知を 57 件送付しているが、何をもとに通知したのか。

---

答弁要旨

お尋ねの賃貸住宅の外構部分などにつきましては、固定資産税の償却資産の対象となるため、住宅の所有者には、償却資産の申告書の提出をいただく義務があります。

この度の申告依頼は、法務局から得られた賃貸住宅の新築の登記情報をもとに、申告義務者を確認し、未申告の方に対して通知したものでございます。

以上

西藤議員 1002 作成部局 資産統括局 No.1

質疑要旨 賃貸住宅の所有者に償却資産の申告を依頼する通知は、毎年実施してきたのか。

---

答弁要旨

償却資産の未申告者に対する一般的な申告の催告につきましては、従前から実施しておりますが、賃貸住宅の所有者を対象とした、賃貸住宅にかかる外構部分などの申告を促す通知は、令和元年度から実施しております。

以上

西藤議員 1003 作成部局 資産統括局 No.1

質疑要旨 今回の通知は今年度が初めての取組か。

---

答弁要旨

繰り返しになりますが、賃貸住宅の所有者を対象とした、賃貸住宅にかかる外構部分などの申告を促す通知は、申告されていない方が一定数いる状況を踏まえ、令和元年度から取組を始めたものでございます。

以上

質疑要旨 事前の周知もなく、賃貸住宅の所有者に申告  
依頼を通知したのは、なぜか。

また、申告している方は自主申告か。

---

### 答弁要旨

賃貸住宅の所有者に対しましては、平成26年度から、その住宅が新築された際の家屋の調査依頼文に、外構部分などは償却資産として申告義務がある旨を案内する、お知らせのチラシを同封しております。

また、毎年12月に、償却資産申告書とともに送付させていただいております「償却資産申告の手引」の中で、課税対象となる償却資産の例として、賃貸住宅にかかる具体的な外構設備をお示しし、周知を図っているところであり、多くの納税義務者の方は、こうした案内を通じて自主的に申告されております。

議員ご指摘の通知は、このようなプロセスを経た中で、それでも未申告の申告義務者に対して、個別に申告をしていただくように促したものであり、事前の周知もなく、突然に通知したものではありません。

以上

質疑要旨 償却資産の評価を家屋の評価と同時にできないか。

また、不動産団体や税理士団体に、もっと周知をしないのか。

---

### 答弁要旨

固定資産の評価につきましては、地方税法において、総務省が定める固定資産評価基準に基づき評価することと規定されていますが、固定資産評価基準においては、家屋と償却資産の評価方法が大きく異なることから、賃貸住宅の外構部分を家屋と併せて評価することはできません。

また、制度の周知に関しましては、さきほど申し上げました新築家屋調査の際の案内や、毎年12月の申告時期に送付する「償却資産申告の手引」などに加え、今年の1月には、兵庫県宅地建物取引業協会尼崎支部にご協力いただき、当協会の会員の方へ案内文を送付し、不動産業界の皆様方に向けましても、広く周知を図っているところであり、今後におきましても、関係団体のご協力もいただきながら、周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。

(以上)

質疑要旨 申告して納税した者と未申告で納税しない者  
には、税の公平性に問題があるのではないか。

---

答弁要旨

先ほどから申し上げておりますように、償却資産の申告は所有者の義務でありますことから、未申告の方に対しましては、制度の周知を図るとともに、申告を促す個別の通知も送付させていただいているところでございます。

こうした取組にも関わらず、申告されない場合は、適正に申告し納税している方々との公平性を担保するため、本市が当該賃貸住宅の規模に応じて推計した取得価額で課税決定することで、対応しているものでございます。

以上

質疑要旨 償却資産の申告にあたって、金額のエビデンスを提出させる必要があると考えるが、どうか。

---

### 答弁要旨

法令においては、固定資産税における償却資産の申告にあたって、所有者に価額の根拠となる書類の提出は義務づけられておりません。

しかし、地方税法では、(第385条で)償却資産の申告にあたって虚偽の申告をした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が課されることが規定されており、また、(第353条で)市の固定資産を評価する職員には、納税義務者に対して帳簿書類等の提示を求め、質問、検査を行う権限が認められており、これに対して、(第354条で)検査拒否や虚偽の書類提示、虚偽の答弁をした者は、同じく1年以下の懲役または50万円以下の罰金が課されることが規定されております。

こうした罰則規定や職員の質問検査権により、償却資産の適正な申告が担保されるものと考えております。

以上

質疑要旨 申告依頼の通知文に、未申告の場合の罰則を示したことについて、どう考えるか。

---

答弁要旨

先ほどご答弁申し上げたとおり、賃貸住宅を新築された方には、申告義務について、事前に複数回、ご案内しておりますことから、議員ご指摘の通知文は、何の前触れなくもなく、急に送付したものではありません。

また、通知文における延滞金・過料・罰金にかかる記載は、催告してもなお申告がない場合、税額に加えて負担が生じることを注意喚起するために書き添えたものでございます。

以上

質疑要旨 整合性がとれてない推計額で課税しようとしたことは、内部統制の欠如ではないか。

---

### 答弁要旨

償却資産の価格につきましては、所有者の方から申告された実際の取得価額をもとに評価することが基本でございますが、取得価額が明らかでない場合は、類似する他の資産の取得価額や構造・形式により推定される取得価額によるものとされております。

このため、過去3年間における賃貸住宅の外構部分にかかる実際の申告額のデータをもとに、戸数ごとに平均化した推計額を算出した資料(別紙)を令和2年10月に提示しましたが、複数の納税義務者から戸数と価額に相関関係が見られず偏りがあるとの指摘があったことを受け、取得価額について、より合理性のある戸数に応じた価格に見直しを行い、令和3年1月に改めて提示させていただいたところでございます。

この件に関しましては、当初の推計額について理解が得られず、いったん提示した額を見直すこととなったことについて、納税義務者の方々にご迷惑をお掛けしたと反省しております。

(以上)

質疑要旨 今回の事象について、局長以上は知っていたか。

今後の税の徴収の公平性をどう担保するのか。

また、申告書のエビデンスは徴取するのか。

---

### 答弁要旨

固定資産税を課税することは、部長又は課長の専決事項であることから、当初、納税義務者にお示した推計額については、税務管理部において対応させていたものでございます。一方で、昨年12月に、当初の推計額について、納税義務者の理解が得られず、より合理性のある価額に見直しを検討することについて報告を受け、検討を進めるよう指示しました。

その後推計額を見直したことについて報告を受け、見直しの対象となる納税義務者に対しては、丁寧に対応をするよう指示し、先ほど申し上げましたように、今年1月に改めて、提示させていただいたところでございます。

次に、償却資産に係る固定資産税の課税の公平性をどのように担保するのかというお尋ねに対しましては、税務署調査や事業所調査などにより、課税客体を確実に捕捉するとともに、申告額の正確性に疑義があるものについては、現地調査や関係書類を確認するなどにより、適正な課税に取り組んでいるところであり、今後も徹底してまいります。

また、未申告者に対しましては催告を強化するとともに、再三の催告にも応じない納税義務者に対しては、引き続き、推計額による課税決定を実施することなどにより、公平性を担保してまいりたいと考えております。

なお、先ほどご答弁申し上げたましたとおり、申告価額の根拠となる書類は、法令で義務づけられていないため、提出を求めるのではなく、必要に応じて調査、確認を行ってまいります。

以上

質疑要旨 自主申告任せになっているような税の科目は他にあるのか。

あれば今後の対策はどうするのか。

---

### 答弁要旨

市税において、申告して納税いただく税目につきましては、法人市民税・市たばこ税・入湯税・事業所税がございます。

これらの税目の対策として、法人市民税につきましては、税務署において国税の法人税資料調査などにより、企業の事業活動実態を把握し、課税客体の捕捉に努めており、申告がない場合は、法人税資料に基づき課税決定を行っております。

市たばこ税については、申告内容を県たばこ税の申告内容と突合し、適正性を確認しております。

入湯税については、生活衛生課における鉱泉使用許可申請により、対象事業者を把握するとともに申告内容につきましては、毎年事業者を訪問し、帳簿等を調査することにより、適正性を確認しております。

事業所税については、固定資産税家屋課税台帳等から納税義務者や事業所用家屋を捕捉するとともに、未申告者に対しては、申告の催告を行っております。

以 上

質疑要旨 このような事態を繰り返さない為に今後どのような対策を取るのか。

---

答弁要旨

今回の償却資産が未申告になっていた57件のうち、先週の3月12日現在で既に50件の方から自主申告もしくは確認のご連絡をいただきました。残り7件の方については、引き続き折衝中であり、粘り強く対応を進めてまいります。

また、今回の件も含めて、税の徴収にあたっては公平・公正に行うことが基本原則でありますことから、法令の内容を一人一人の職員が理解するとともに順守し、チェック機能を発揮して、引き続き、課税客体の捕捉及び適正課税に努めてまいります。

以上

質疑要旨 現在、本庁舎延命化対策事業は、令和6年度まで予定されているが、この計画で本庁舎は何年まで延命されるのか。

---

答弁要旨

本庁舎のうち、昭和37年に完成した中館・南館・議会棟につきましては旧耐震基準で設計されており、その他の棟も含め設備等の老朽化が著しかったことから、建替えまでの間、人命の安全確保と庁舎機能の維持を図るため、必要最低限の耐震補強及び外壁・設備改修を行うことといたしました。

阪神・淡路大震災後、特に被害の大きかった中館につきましては、災害復旧工事に合わせて、平成9年に耐震補強工事を完了しており、南館及び議会棟の耐震化を平成29年度に終え、令和元年度から外壁及び設備等の延命化対策を実施しているところです。

お尋ねの延命期間につきましては、建築設備の耐用年数等を考慮しますと、延命化対策事業を開始した令和元年度から起算して、概ね20年程度の使用を想定しているところでございます。

以上

質疑要旨 仮に現地建替えや民有地の購入による建替えの場合、200億円ではなく、250億円から300億円必要になる可能性はあるか。

---

答弁要旨

約200億円という事業費につきましては、現在と同規模の本庁舎を市有地に移転して建替えるという想定のもと、他都市の事例を参考に試算をしたものでございます。

仮に、現地建替えをする場合、建替え中の仮設庁舎のリース料が必要になることや、来庁者の方々の安全確保等が課題となります。

また、新たに土地を購入する場合につきましても土地購入費が加わることから、事業費の増額に繋がることが想定されるところでございます。

以上

質疑要旨 別の場所の市有地への建替えを考えているのか。市有地への移転建替えをしない場合、費用の増になるため、どんどん先送りになると思うがどうか。

---

答弁要旨

本庁舎の建替え場所につきましては、現地か移転するのか現時点では未定でございます。

現在は、本庁舎の建替えの財源となる市債のウラ、すなわち市債を充当できない一般財源部分の確保に努めている段階であり、まずは、現在のコロナ禍において不透明な状況にある本市財政における収支の状況や将来負担の状況を見極めていく必要があると考えております。

以上

質疑要旨 令和3年度に本庁舎建替えについての議論をするのか。

---

### 答弁要旨

現時点で、建替えに向けた検討に着手する時期については決まっておりませんが、本庁舎は多くの市民の皆様が様々な相談や手続き等で訪れる行政サービス提供の場であり、また、災害時には防災拠点の役割を担う施設です。

そうしたことから、本庁舎の建替えに際しては、防災面の確保をはじめ、多様な方が利用できる機能やスペースの確保、それらを支える財源面の確保、といった様々な面から十分に検討を積み重ねるとともに、今後の社会情勢の変化として、ICTを活用した申請などの一層の進捗などを踏まえますと、適正な規模の議論も必要となります。

このようなことも含め、適切な時期に判断してまいります。

以上

質疑要旨 いつから議論を開始するのか。時期が延びれば維持管理費が増加してしまうがどうか。

---

### 答弁要旨

先程から申し上げておりますように、現在の本庁舎につきましては、延命化工事によって、概ね 20 年間程度の活用を想定しているところです。

また、現時点においては、本庁舎の建替えの財源となる一般財源部分の確保に鋭意、努めているところであり、コロナ禍における今後の収支や将来負担などの財政状況が不透明な状況にあることや、今後の社会情勢の変化等も踏まえる中で、議論の開始時期についても適切に見極めてまいりたいと考えています。

なお、本庁舎の維持管理費につきましては、延命化対策工事の中で、照明の LED 化や空調機の更新等を順次進めることによって経費の節減に努めているところでございます。

以上

西藤議員 1019 作成部局 こども青少年局 No.1

質疑要旨 現在、父母会が実施しているおやつの内容  
などに関する調査は終わっているのか。

---

答弁要旨

児童ホームのおやつについて、市による提供を検討するにあたり、現在、父母会が提供しているおやつの内容やアレルギー対応などの状況について、それを把握している児童ホームの指導員に対して、今年度、調査を行いました。

その結果、月額のおやつ代やアレルギー対応などの状況がわかりましたので、今後、市がおやつを提供する際の参考にしてまいります。

以上

西藤議員 1020 作成部局 こども青少年局 No.1

質疑要旨 市が行うおやつ提供事業は強制か。これまでどおり父母会でおやつ提供は可能か。

---

### 答弁要旨

児童ホームにおける「おやつ提供」は、これまで多くの父母会から、保護者の負担軽減を図るため、市による提供の要望があり、令和3年10月から市による提供を実施することとしたものです。

このため、基本的には、児童ホームの入所児童全員に、市からおやつ提供を考えております。

なお、父母会から、これまでどおり父母会によるおやつ提供を続けたいとの意向があった場合は、児童ホーム単位でおやつ代の徴収からおやつ発注などの一連の業務を担っていただくこととなりますが、父母会の意向を尊重し柔軟に対応してまいります。

以上

質疑要旨 市が行うおやつ提供事業の内容は。食育を取り入れたおやつが提供されるのか。それとも市販のおよつのは詰め合わせになるのか。アレルギーを持つ児童への対応は。

---

### 答弁要旨

おやつについては、市から献立を指示せずに事業者の提案を受け、公募により決定し提供することを考えており、内容については、新型コロナウイルス感染症や食中毒防止のため個包装を基本とします。

また、生ものは提供せず、季節感の感じられるものが提供できるように、事業者と協議してまいります。

アレルギー対応については、近年、アレルギーを持った児童が増えており、複数のアレルギー物質があることから、その除去食や代替品への対応等、限られた人員で提供を行うことは困難なため、アレルギーのある児童は、現在と同様に、家庭から持参のおやつで対応してもらうことを考えております。

(次ページへ続く)

また、食育については、現在も保健福祉センターの管理栄養士や食育ボランティア等による「あまっこえいよう教室」を児童ホームにおいて実施しており、引き続き、南北保健福祉センターと連携を図り、食育に取り組んでまいります。

いずれにしましても、市によるおやつ提供開始後、保護者等からのご意見などあれば、適宜事業者と協議し、より良いおやつ提供に向けて努めてまいります。

以上

西藤議員 1022 作成部局 こども青少年局 No.1

質疑要旨 待機児童にもおやつを提供することはできないのか。

---

### 答弁要旨

児童ホームの待機となった児童を、こどもクラブにおいて受け入れる緊急対策については、こどもクラブ事業として実施していることから、これまでから父母会によるおやつの提供は行っておりません。

このため、市がおやつの提供を始めたとしても、こどもクラブ内の待機児童はあくまでもクラブ事業で対応していることから、おやつを提供することは考えておりません。

以上

質疑要旨 令和3年度に待機児童が発生する児童ホームはいくつあるのか。また待機児童をいつまでに解消するのか。

---

### 答弁要旨

令和3年度入所児童ホームの申請状況については、ここ数年ニーズが大幅に上昇しているため、昨年度より申請者は166人増加しており、2月10日の1次申請の入所決定時点で待機児童が発生している児童ホームは、41小学校中、25校となっております。

例年、入所決定後に、100人程度の入所辞退の申し出もあることから、その枠に対して速やかに次の児童をご案内するとともに、こどもクラブでの緊急対策や民間児童ホームへの案内など、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

今後とも尼崎市子ども・子育て支援事業計画に基づき、民間児童ホームの活用とともに、教育委員会と連携を図りながら学校の教室活用等による公設児童ホームの定員増などにより、早期の解消に努めてまいります。

以上

## 質疑要旨

「Yahoo! 防災速報」にある「自治体からの緊急情報」になぜ対応していないのか。今からでも対応すべきと思うがどうか。

---

## 答弁要旨

本市では、すでにヤフー株式会社と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結していることや、課題であった複数の情報発信を効率的に行うために、令和2年3月に防災行政無線操作卓の改築による一斉配信機能を導入したことから、今年度、「Yahoo! 防災速報」との連携についても協議調整を進めてきたところです。従いまして、具体的な活用方法、他都市の活用事例を踏まえ、来年度、連携できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上

## 質疑要旨

「Yahoo! 防災速報」の「防災手帳」に、大規模火災の避難場所を表示させるようにするべきだと思うがどうか。

---

## 答弁要旨

本市でも「Yahoo! 防災速報」のアプリのうち「防災手帳」の項目には、様々な防災情報を提供しており、避難場所の情報についても掲載しているところです。

現在表示されています避難場所につきましては、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所として指定されているもので、津波・洪水・高潮・内水などの水害にかかる場所について掲載しております。

議員ご指摘の大火災避難場所に関しましても、市ホームページ等では掲載しておりますが、「防災手帳」においても掲載するよう、今年度中を目途に対応してまいります。

以上

## 質疑要旨

「Yahoo! 防災速報」の防犯情報について、兵庫県も対応するよう要望できないか。

---

## 答弁要旨

ヤフー株式会社に確認したところ、「Yahoo! 防災速報」の防犯情報については、ヤフー株式会社と各都道府県警察で防犯協定を締結したのち、情報発信を行っていると同っております。

また、ヤフー株式会社は、防犯情報未対応の各都道府県警察に協定締結に向けて声掛けしており、今後1～2年以内に全国対応となることを目標としているとのことでございます。

本市としましても、防犯情報は、特に重大事件の発生時等に、多くの人に知ってもらう必要があると認識していることから、阪神間での防犯担当者会議等の機会を通して、兵庫県へ要望してまいります。

以上

(理事答弁)

西藤議員 1027 作成部局 こども青少年局 No.1

質疑要旨 子どものための権利擁護委員会の相談窓口の対象者は、18歳未満と記載されているが、就学児が対象という捉え方でいいか。子どもと児童を使い分けている意図はあるのか。

---

答弁要旨

「尼崎市子どもの育ち支援条例」の第2条では、「出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの」を「子ども」と定義しており、子どものための権利擁護委員会の相談窓口においても、同条例で定義する「子ども」を相談対象とし、就学児だけでなく、就学前の子どもも対象といたします。

以上

(理事答弁)

西藤議員 1028 作成部局 こども青少年局 No.1

質疑要旨 子どもの意見表明が保障されるとあるが、  
子どものための権利擁護委員会に伝えられた子ども  
の意見はどう反映されるのか。

---

### 答弁要旨

子どもの意見表明権は、児童の権利に関する条約に規定された子どもの権利の一つで、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の意見を表明する権利であり、その意見は正当に重視されるべきだとされています。

子どものための権利擁護委員会の運営に当たりましても、この権利を十分に尊重していきたいと考えており、相談窓口では、子ども自身の意見にしっかりと耳を傾け、その意見を尊重した上で、関係者及び関係機関と必要な調整を図ってまいります。

また、本市の様々な施策を検討していく際には、子どもの意見を聴くための意見交換会を開催する等、子ども参加のまちづくりを進めるよう、この委員会から市の機関等への働きかけもしたいと考えています。(以上)

## 質疑要旨

法律的に片親になり親権がない親と子どもは面会交流は出来るのでしょうか。

---

## 答弁要旨

ひとり親になり親権がなくなった親の面会交流ですが、民法766条1項、2項で「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者や面会交流等について必要な事項は、その協議で定める。」また、「協議が整わないときなどに、家庭裁判所が定める」とも規定されております。

いずれにいたしましても、親権がない親であっても、子の利益を最優先に考慮したうえで、面会交流することはできることとされております。

以上

西藤議員 1030

作成部局 健康福祉局 No. 1

質疑要旨 不安材料を払拭して、いかにワクチン接種率を上げるのか。

---

答弁要旨

市民の皆様安心してワクチンを接種いただき、あわせて接種率を向上させるためには、個人の状況に応じて接種しやすい体制を整えるとともに、ワクチン接種の目的や副反応、接種日時、接種場所等に関する情報を、分かりやすく発信していくことが重要であると考えております。

また、治療中の方やアレルギーをお持ちの方については、接種の有無について、かかりつけ医にご相談いただくことを薦めることとなります。

本市といたしましては、そのような方々が、かかりつけ医で安心して接種していただけるよう、接種体制について、医師会と協議してまいります。

以上

(教育次長答弁)

西藤議員 1034

作成部局 教育委員会 No. 1

質疑要旨 バッテリー交換のタイミングやメンテナンスは、また、端末の予備台数はどうか。

---

### 答弁要旨

小・中学校に導入している「Chromebook」は、安価なGIGAスクールモデルのためバッテリー交換を前提としておりません。また、初期不良はメーカー補償として対応しておりますが、保守費用は計上しておりません。

軽微な故障等は修繕する場合もあろうかと思いますが、それ以外の故障や破損した場合は、修繕はせず予備機を活用することとしております。

なお、予備機は約4,000台で、各学校には、概ね児童生徒数の6～7%を予備機として配布しております。

以上

西藤議員 1035

作成部局 教育委員会 No. 1

質疑要旨 ICT導入にあたってのメリット、デメリットについていかがか。

---

### 答弁要旨

ICTが導入されることで、教員が子ども1人ひとりの反応を把握し、その反応を踏まえた双方向型の一斉学習が可能となります。また、子ども達1人ひとりの学習履歴を記録することで学習状況に応じた個別学習が可能となります。さらに、子ども達1人ひとりの考えをリアルタイムで共有でき、子ども同士の双方向での意見交換が可能となり多様な意見に触れることができるようになります。

このように、一斉学習、個別学習、協働学習が劇的に変わり、学習活動がより一層充実してまいります。

導入当初は、ICTに不慣れな教員もいるため、このような学習内容の変化にとまどう場合もあろうかと思いますが、研修やICT支援員のサポート、学校全体での取組みなどを通じて、ICT教育の効果が早期に現れるよう努めてまいります。

以上

(教育次長答弁)

西藤議員 1036

作成部局 教育委員会 No. 1

質疑要旨 ICT支援員のスキルアップはどのようにしているのか。

---

### 答弁要旨

教員のICTスキルを向上させる支援策として、現在、ICT支援員を8名配置し、4月からさらに8名増員することとしております。

委託業者がICT支援員を採用する際、ICTの知識や経験のみではなく、コミュニケーションスキルが高いなど教員や児童生徒が安心して相談できる人材を採用していただいております。

また、学校への配置前の研修のみならず、配置後においても、ICT支援員同士でのミーティングや全国のICT活用事例などで自学できるようフォローアップ体制をとっていただいております。

以上

(教育次長答弁)

西藤議員 1038

作成部局 教育委員会 No. 1

質疑要旨 体育の授業等で教室を離れる時の保管上の問題、盗難・破損・紛失した場合どのように対応するのか。

---

### 答弁要旨

端末については、教室の中に保管することとしており、体育の授業等で教室を離れる際は、鍵をかけるようにしております。

また、仮に盗難にあった場合や破損、紛失した場合などは、予備機を充当することとなりますが、児童生徒の明らかな故意や重大な過失により破損・紛失等した場合は、他の学校備品と同様に保護者負担をお願いする場合があります。

以上

(教育次長答弁)

西藤議員 1039

作成部局 教育委員会 No. 1

質疑要旨 故意的ではなく破損した場合の修理費用は誰が負担するのか。

---

答弁要旨

故意的ではなく破損した場合において、修理が必要な場合の費用につきましては、公費で負担することになります。

以上

(教育次長答弁)

西藤議員 1040 作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 他都市の例や間違いの起こった時の異物混入マニュアル、給食センターから各学校への配送時における交通事情による遅延防止対策はどのようになっているのか。

---

### 答弁要旨

異物混入の他都市の事例は、「毛髪」、「ビニール片」、「虫」、「金属片」などによるものです。

本市の学校給食における異物混入対策については、国の学校給食衛生管理基準などに基づき作成した「尼崎市学校給食における異物混入対応マニュアル」に沿って、対応しております。

マニュアルの内容は、

異物混入防止のための具体的な方法や、万一、異物混入発生時には、給食の「中止」又は「継続」の判断基準、生徒や保護者への説明、原因究明や問題点の改善などを示すものであり、中学校給食におきましても、当該マニュアルに基づき適切に対応してまいります。

(次ページに続く)

また、配送時における遅延防止対策は、給食センターから学校への各配送ルートについて、交通量の多いルート、視界不良箇所、<sup>きょうあい</sup>狭隘な車道、児童・生徒の通学路など、配送上の注意点を洗い出し、市内の交通事情に即した、基本的な配送ルートを設定し、また、万一の突発的な交通渋滞や交通事故に備え、事前に全ルートの迂回ルートも設定することとしております。

さらに、配送車両の故障や事故などの緊急時におきましては、予備の配送車を活用するなど、できる限り遅延が生じないように、努めてまいります。

以上